

鳥取県営ライフル射撃場清掃作業仕様書

この仕様は、清掃業務の概要を示すものであり、本書に記載がなくても、鳥取県が美観の保持又は建物の管理上必要と認めた軽微な作業は、契約金額の範囲内で指定管理者はこれを行うものとする。（以下、鳥取県を「甲」といい、指定管理者を「乙」という。）

1 清掃業務範囲

清掃業務の対象建物及び区域は、管理棟、スモールボア・ライフル射撃場、エア・ライフル射撃場の敷地内とする。ただし、管理上の都合により、その一部を変更する場合がある。

2 清掃業務基準仕様

(1) 清掃業務概要

ア 日常清掃

1日単位の短い周期で日常的に行う清掃

イ 定期清掃

週・月又は年単位の周期で定期的に行う清掃

(2) 清掃業務内容

別紙「清掃業務の留意点」に留意しながら業務を行うこと。ただし、著しい汚れが生じた場合は、清掃が不十分な場合等、甲から特段の指示があった場合は、清掃を実施するものとする。また、清掃場所ごとの清掃内容は乙が提出する別添1-2「清掃作業表」において提案された内容のとおりとする。

(3) 清掃業務時間

清掃業務を行う時間に制限は定めないが、来園者並びに乙の業務への影響が最小限となるよう作業を行うこと。

(4) 使用材料

ア 清掃業務に使用する用具及び資材等は常に整理整頓に努め、人体に有害な薬品等は厳重に管理を行うこと。

イ 清掃業務に使用する清掃用具、洗剤等の資材やトイレトペーパー類の衛生消耗品等は、品質保証（JISマーク商品等）のあるものを、乙の負担で用意すること。

3 清掃業務にあたって留意すべき事項

(1) 来館者並びに建物、工作物、器具、備品等にき損を発見したとき、又は損害を与えたときは、直ちに甲に報告しその指示を受けること。

(2) 甲の業務に支障を与えないこと。

(3) じんあいを飛散させないこと。

(4) 火気には特に留意し、引火性物質は努めて使用しないこと。

(5) 不衛生な処置はとらないこと。

清掃業務の留意点

清掃作業は手作業に代わる作業方法での実施が可能であれば、その方法も可とする。

1 日常清掃

作業項目		作業の留意点
1	床清掃	・床仕上げに応じた適切な方法により埃、ゴミ、汚れがないようにすること。
2	ゴミ収集	・発注者が指定する箇所のゴミを収集すること。不燃物、可燃物は鳥取市の定められた方法により分別を行い、所定の日に搬出すること。
3	WC（洗面台、鏡、衛生陶器を含む）の清掃	・衛生陶器類は適切な方法により見た目に清潔な状態に保つこと。また、臭いが滞留しないよう配慮すること。 ・トイレットペーパー等の衛生消耗品は常に補充されている状態とすること。 ・洗面台は水垢の付着や汚れがない状態に保つこと。鏡はシミ、汚れがない状態に保つこと。
4	扉・壁・手すり等の清掃	・扉・壁は内部、外部とも汚れがない状態に保つこと。 ・手すりは水拭き又は適正洗剤を用いて拭くこと。
5	建物外周及び駐車場	・建物周辺及び駐車場の落ち葉やゴミをほうき等により拾い掃きするとともに、堆積する顕著な土砂等を除去すること。

2 定期清掃

作業項目		作業の留意点
1	敷地内	草刈り等の実施

【別添1-2】鳥取県営ライフル射撃場清掃作業表

施設名	日常清掃		定期清掃	
	清掃内容	清掃回数（例：○/日）	清掃内容	清掃回数（例：○/年）
管理棟				
スモールポア・ライフル射撃場				
エア・ライフル射撃場				

鳥取県営ライフル射撃場警備請負業務委託仕様書

- 1 警備対象物件
鳥取県営ライフル射撃場
- 2 警備箇所
管理棟
- 3 警備時間
 - (1) 開始
監視センターにおいて警戒信号を受けたとき
 - (2) 終了
監視センターにおいて警戒解除信号を受けたとき
- 4 警備方法
 - (1) 防犯関係……自動警報装置による(機械警備)
対象室……室内……部屋全体の警戒可能機器
扉、窓……扉、窓の開閉を感知可能機器
 - (2) 火災関係
施設内の全ての火災感知器に回線を接続し、警戒可能な状態とすること。
- 5 任務
 - (1) 防犯関係
 - ア、侵入者等の潜伏、徘徊の発見処理
 - イ、警察署、ライフル射撃場責任者(緊急連絡者)への通報、連絡
 - (2) 火災関係
 - ア、消火活動
 - イ、消防署、ライフル射撃場責任者(緊急連絡者)への通報、連絡
 - (3) 警備実施事項の報告
- 6 警備期間
令和6年4月1日から令和11年3月31日までとする。